

# 名称 鳥取梨生産振興事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村、苗木業者、山林樹苗協同組合

## 施策概要

- ①気象災害に強い施設整備事業…機能向上した多目的防災網への掛け替え及び防風網の更新を支援
- ②「新甘泉等」特別対策事業…「二十世紀」「新甘泉」「王秋」の生産拡大を支援
- ③ジョイント栽培拡大事業…②以外の品種におけるジョイント栽培の取組を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減を支援

### ①気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率	
機能向上した多目的防災網への掛け替えに係る経費	1/3(県のみ)	補助上限額200千円/10a
防風網の更新に係る経費		補助上限額 90千円/10a
新たな燃焼資材による霜被害対策の実証モデル園に係る経費	1/2(県のみ)	補助上限額 35千円/10a

### ②「新甘泉等」特別対策事業 ③ジョイント栽培拡大事業

#### I:生産基盤整備対策

補助対象経費	補助率	
	「新甘泉等」特別対策事業※1	ジョイント栽培拡大事業※2
新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設の整備、共同利用する王秋の土壌改良機械の導入に係る経費	2/3(県のみ)	1/2(県のみ)
ハウス施設整備(「二十世紀」に限る)	2/3(県のみ)※3	-
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)	1/3(県のみ)

- ※1:「二十世紀」はジョイント栽培又は袋掛け回数削減栽培を対象(「新甘泉」「王秋」は栽培方法を問わない)。「二十世紀」には、「二十世紀」以外に「早生二十世紀」、「おさ二十世紀」、「ゴールド二十世紀」、「おさゴールド」を含む。  
 ※2:「二十世紀」「新甘泉」「王秋」以外の品種によるジョイント栽培を対象。  
 ※3:地域のモデル園として設置し、研修園として活用すること。併せて「やらいや果樹園」に登録された園を対象。また、R6年度までは※1の条件を満たしていなくてもハウス整備が可能。

#### II:育成促進対策

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
新植、全面改植	200
間植え改植、高接ぎ一挙更新	106

#### III:高接ぎ奨励(「新甘泉」のみ)

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県のみ)
組織的取組への一律奨励金	一律100
高接ぎ一挙更新	50
高接ぎ順次更新	20

#### IV:育苗支援対策(ジョイント栽培用大苗育苗)

補助対象経費	補助率
育苗委託、育苗施設整備	2/3(県のみ)

#### ④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
作業受託する農業機械の購入費	1/3(県のみ)

## 問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

## 関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

**名称** 鳥取柿ぶどう等生産振興事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者**

農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村

**施策概要**

- ①「輝太郎」特別対策事業…早生柿ではトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするための生産拡大を支援
- ②柿ぶどう等生産拡大事業…産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を支援
- ③気象災害に強い施設整備事業…防風網の更新を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減や廃園化防止の取組を支援

①「輝太郎」特別対策事業、②柿ぶどう等生産拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	補助率	
	「輝太郎」特別対策事業	柿ぶどう等生産拡大事業
新植、間植え改植、全面改植に係る経費	1/2(県のみ)※1	1/2(県のみ)
高接ぎ、間植え改植、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)※2	1/3(県のみ)※3

※1: 廃園対策として実施する場合は2/3

※2: 廃園対策による果樹棚の整備は2/3

※3: 新植、全面改植(ぶどうにあっては2年後には品種転換が見込まれる間植え改植を含む)による果樹棚及びぶどう用ハウスの整備は1/2

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(円/10a) (県1/2、市町村1/2)		
	かき	ぶどう	もも
新植、全面改植	48,000	94,000	47,000
間植え改植	24,000	47,000	24,000
高接ぎ一挙更新	48,000	47,000	47,000

※新改植には5年間分(ぶどうのみ3年間分)、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を、植栽または高接ぎした年度に一括交付

③気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率
防風網の更新に係る経費を補助	1/3(県のみ)、補助上限額90千円/10a
新たな燃焼資材による霜被害対策の実証モデル園に係る経費	1/2(県のみ)、補助上限額35千円/箇所

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
共同利用、作業受託する農業機械の購入費を補助	1/3(県のみ)

**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

<b>名称</b>	<b>戦略的スーパー園芸団地整備事業</b>
<b>施策対象</b>	農業者等
<b>施策主体</b>	鳥取県
<b>対象者</b>	農業協同組合、生産組織、市町村
<b>施策概要</b>	「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に行う。

I : 生産基盤整備対策

「新甘泉」「二十世紀」「王秋」(※)の植栽、果樹園整備を支援

補助対象経費	補助率
新植または全面改植、果樹棚・網掛け施設、かん水施設、排水施設、園内道等の整備に係る経費	3/4(県のみ)

※新規就農者等は品種を問わない

II : 育成促進対策

新規就農者等が入植する場合、新改植に対し育成経費相当額の奨励金(※)を定額交付

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
ジョイント栽培の場合	600
ジョイント栽培以外の場合	340

※5年間分の育成経費相当額を植栽した年度に一括して交付

III : 借地料支援

新規就農者等が入植する場合に支払う借地料(※)の一部を支援

補助対象経費	補助率	
借地料	2/3(県1/3、市町村1/3)	補助上限額37千円/10a

※育成開始から5年間支援

IV : 参入者募集支援

補助対象経費	補助率	
果樹団地に入植する新規就農者等の確保に係る経費 (募集パンフレットの作成、研修会に係る経費等)	2/3 (県1/2、市町村1/6)	補助上限額: 600千円/ 事業実施主体

<b>問合せ先</b>	<b>担当部署</b>	<b>電話</b>
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

<b>関連サイト</b>	<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636</a>
--------------	---